3　当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （略）	（略）

附　則

1　この省令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

2　この省令の施行の際現に環境衛生監視員が携帯する証票又は証明書は、この省令による改正後の様式による証票又は証明書とみなす。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証票又は証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項及び次項において同じ。）の燃料消費率（自動車の一定の条件での使用に際し消費される燃料の量を基礎として算出される燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）は、告示で定める方法により測定されなければならない。	（新設）
7　自動車の電力消費率（外部電源により供給される電気を動力源とする自動車の一定の条件での使用に際し消費される電気の量を基礎として算出される電力一キロワット時当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）は、告示で定める方法により測定されなければならない。	（新設）